特許庁における大学支援の取組について

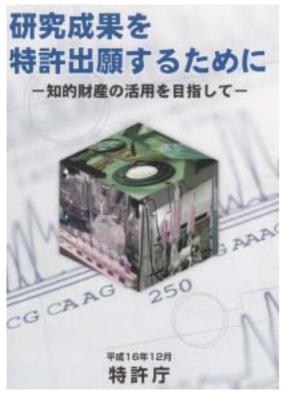
平成17年1月27日 経済産業省 特許庁

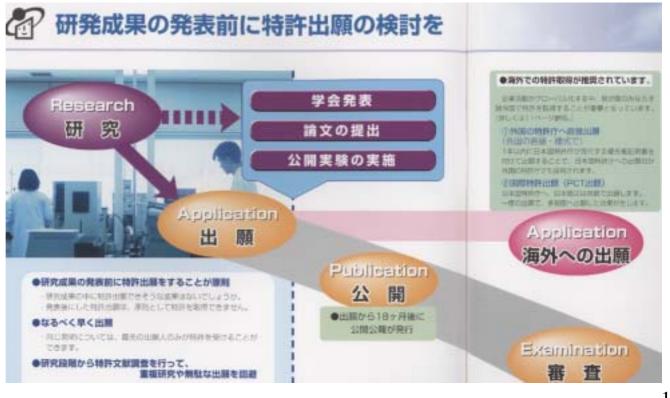
1. 研究者に対する普及啓発活動

パンフレット「研究成果を特許出願するために」の作成と配布

平成14年度より、大学等の研究者や特許管理者向けに、特許出願にあたってのポイントや特許庁の各種支援策を紹介したパンフレット「研究成果を特許出願するために」を作成し、大学等に配布。(平成15年度版は、大学等に約25,000部を配布)

本書では、大学等における研究成果を適切に権利化するための方策や、大学等の継続的な研究から生まれる基本的な発明に関する研究成果を海外で権利化するための基礎的情報等を紹介。





(参考)研究者に対する普及啓発活動(試験又は研究の例外)

1. 他人の特許権も尊重

(自分の特許権が知らない間に他人に使われているとしたら、あなたはどう思うでしょうか)

2.他人の特許発明を参考にしている研究は注意

(特許権侵害とは、特許権者の許諾を受けることなく特許発明を実施(使用等)する行為です)

3.特許権を侵害しないためには事前の調査が有効

(権利者から許諾を受けたり、特許発明品を正規に購入すれば権利侵害にはなりません)

4.研究において他人の特許発明を使用しても侵害に当たらない場合 (このような例外を「<mark>試験又は研究の例外」と言います</mark>)

試験・研究のすべてが例外とされる訳ではありません。

あなたの行っている研究は、特許発明 それ自体についての試験・研究ですか?

はい

以下の1~3の何れかに該当しますか?

1.改良·発展を 目的とする試験

技術(特許発明)を進歩させて、もっと良いものにしたい。

2.機能調查

特許発明の効果・副作 用を確認したい。 3.特許性調查

特許を取る条件を満たし ていたか確認したい。 ・ 試験又は併光の例外」に該当しない

(例) 特許権者に無断で繁殖させ た実験用マウスを用いて行う 新薬の開発のための研究

^{ルス}「試験又は研究の例外」に該当しない

(例) 特許発明の経済的効果の 調査研究

はい

「試験又は研究の例外」に該当。

権利者の許諾を得なくても特許発明に関する研究を行うことが可能

2.大学等への専門家(弁理士)派遣

平成13年度より、大学等で創造された知的財産の適切な保護及び活用を促進するため、弁理士が少ない地域の大学等を対象として、知的財産権の専門家(弁理士)を派遣し、特許等に関する個別の出願相談等を実施。

平成15年度は、以下の11TLOを通じ、38大学等で90回実施。

(北海道地区) 北海道TLO(株)

(東北地区) (株)東北テクノアーチ

(関東地区) (株)信州TLO、(株)新潟TLO、

(財)浜松科学技術研究振興会

(中部地区) (有)金沢大学TLO

(近畿地区) (財)新産業創造研究機構

(四国地区) (株)テクノネットワーク四国

(九州地区) (財)北九州産業学術推進機構、(株)みやざきTLO、

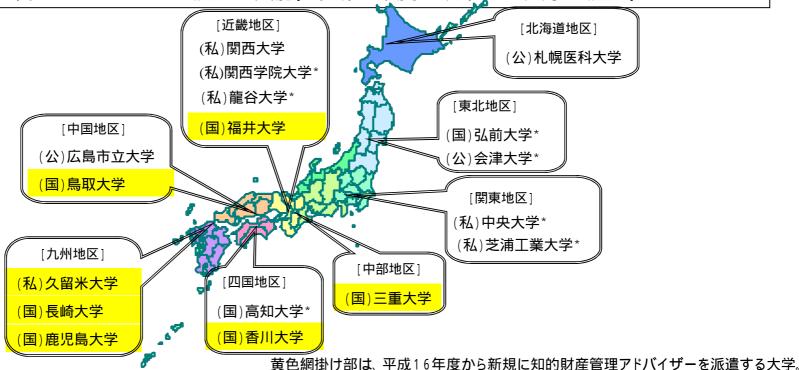
(株)鹿児島TLO

3.大学における知的財産管理体制の構築支援

知的財産管理アドバイザーの派遣事業

知的財産管理アドバイザーの派遣

平成14年度より、大学が自ら知的財産の管理部門を運営するための組織構築を支援する知的財産管理アドバイザーの派遣を実施。平成16年度は以下の17大学に派遣。



知的財産管理体制構築マニュアルの作成と支援セミナーの開催

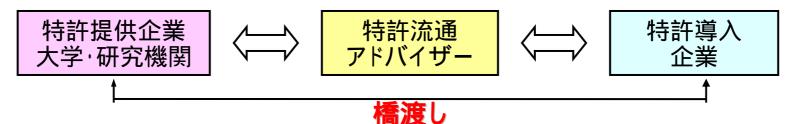
「知的財産管理アドバイザー派遣事業」の実施を通じて得た成果・ノウハウ等をもとに、大学において知財管理体制を構築していくために必要な情報を網羅したマニュアルを作成。本マニュアルを活用し、知財管理体制を整備しようとする大学等に対して支援セミナーを開催

0

4.大学の技術移転支援((独)工業所有権情報・研修館)

特許流通アドバイザーの派遣

·TLOに対し、技術移転の専門家を派遣



·47都道府県、32TLO、9経済産業局に111名を派遣 (平成17年1月現在)

大学に関しては、32TLOに40名を派遣

大学特許情報の提供(特許流通データベース)

大学·公的研究機関を含む開放特許を一括して検索できるデータベースを共通のフォーマットで提供。 (平成16年12月現在56,026件のうち、16,626件が大学·公的研究機関の開放特許) 各大学等のHPにボタン等を設置することにより、各大学毎の特許データベースを擬似的に表示する機能を 搭載。(データベース作成負担の軽減)

技術移転専門家の育成(知的財産権取引業育成支援研修等)

大学・TLOや知的財産業者等において、特許流通・技術移転を行う専門家の育成を目的とした研修を開催。 (平成16年度は基礎研修9回、実務研修3回、実務者養成3回)

内外の大学等における技術移転の専門家を招いた国際特許流通セミナーを開催。

(国際特許流通セミナー平成17年1月24日~26日ロイヤルパークホテル)

TLOにおける人材育成のためのOJTプログラム開発調査を実施。

5.大学の知的財産活動への支援策(まとめ)

発明の創出段階から技術移転に至る段階までの網羅的な支援策を展開

発明の創出段階

権利化段階

技術移転段階

<u>大学研究者向けセ</u> ミナーの開催

<u>大学研究者向け知</u> 財パンフレットの配布

特許情報の提供

特許電子図書館

特許文献 4,900万件 <u>知的財産管理アド</u> バイザーの派遣

大学における知的財 産管理部門の体制 構築を支援。

知的財産管理体制機築マニュアルの作成・セミナーの開催

<u>特許料、審査請求料の</u> 減免措置

<u>大学関連出願の早期審</u> 査

相談員(弁理士)の派遣

大学研究者の特許の出願等に関する個別相談に対応。

<u>特許流通DBの提供</u>

大学等の保有する特許 シーズをデータベースに 無料で登録し、特許の流通 を円滑に促進。

大学研究者の発明創出

大 学

機関帰属

大学知財本部

大学における知的財産の 取得·管理·活用部門

TLO

(内部型・外部型)

<u>技術移転</u>

ライセンス料

産業界

<u>特許流通アドバイザー</u> の派遣

大学等の保有する特許 シーズと導入企業の発 掘を行い知的財産の技 術移転を支援。

6. 知的財産教育・研究の支援

(1)知的財産教育用教材の提供

学校教育のそれぞれの段階にあわせて知的財産を学べるように、3種類の副読本、ビデオやCD-ROM教材などのマルチメディア教材、それぞれの産業財産権毎に基礎実務能力を身につけられる「標準テキスト(特許編、意匠編、商標編、流通編)」を作成し、毎年全国の学校教育機関に配布希望調査を行って無償で提供。

(2)支援セミナーの開催

学校教育における各種副読本や標準テキストの利用促進をはかるため、知的財産制度の概要や知的財産教育の手法を説明するための「教職員向けセミナー」や知的財産マインドを醸成するための「児童・生徒向けセミナー」を全国各地で展開。

< 専門高校・高等教育機関へのテキスト・副読本の配布(平成15年度)>

大学·高等専門学校、専門高校等

- <標準テキスト等の提供>
- ・特許編 約2500箇所 約22万5千部 (大学等約690学部 約4万9千部、専門高校約860校 約14万6千部)
- ・商標編 約1900箇所 約6万1千部 (大学等約610学部 約3万4千部、専門高校約310校 約1万8 千部)
- ・意匠編 約1900箇所 約6万部 (大学等約600学部 約3万5千部、専門高校約310校 約1万7 千部)
- · 流通編 約1800箇所 約5万部 (大学等約590学部 約2万7千部、専門高校約300校 約1万5 千部)

小学校、中学校、普通高校等

- <副読本の提供>
- ・小学校向け 約3700箇所 約17万部 (小学校約2300校 約14万3千部、その他へ約2万 7千部)
- ・中学校向け 約2700箇所 約20万部 (中学校約1300校 約15万2千部、その他へ約4万 8千部)
- ・高校向け 約2400箇所 約12万部 (高校約220校 約4万6千部、大学等約420学部 約1万6千部、専門高校約370校 約3万1千部 そ の他へ約2万7千部)

7. 知的財産教育・研究の支援

(3)知的財産教育研究の支援

平成14年度から知的財産教育に関する研究を支援し、研究成果を全国の学校教育機関の教員及び教員養成大学に普及し、知的財産教育の充実と定着を促進。

平成16年度は、大阪教育大学・三重大学・東海大学・大阪工業大学の4大学で実施。

(4)知的財産研究の支援

平成10年度より、知的財産に関する研究人材の充実を目的として、大学における知的財産に関する学際的な研究を支援。

平成16年度は、金沢大学、京都大学、慶應義塾大学、高知大学、 電気通信大学、東京大学、東北大学、奈良先端科学技術大学院大学、 一橋大学、山口大学、琉球大学の11大学で実施。

8.専門人材の育成研修((独)工業所有権情報・研修館)

研究者支援の知財研修

企業、大学、国立研究機関の研究者 対象の高度検索トレーニング研修

行政機関等向け知財研修

- (1)知的財産基礎研修
- (2)知財担当者へのエキスパート研修

創造・保護・活用 の知的創造サイクル全体 を見渡して仕事をする 専門家

<u>中小企業支援の知財研修</u>

- (1)知的財産基礎研修
- (2)知財紛争対応強化研修

登録調査機関向け研修

登録調査機関の調査業務実施者対象の専門的検索トレーニング研修

知財エキスパート研修

弁理士·弁護士·企業の知財部員 対象研修

【関係機関との連携】

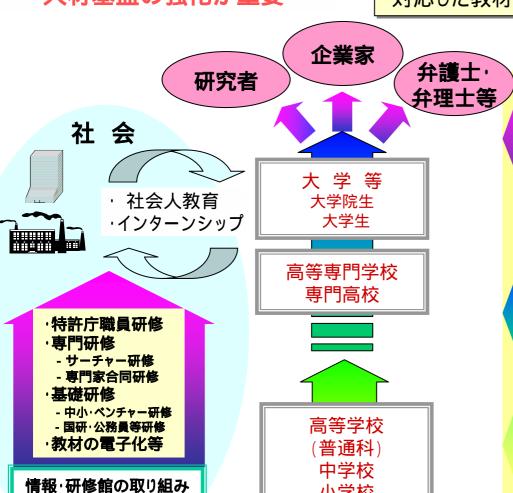
【IP・eラーニング】

9.人材育成に関する特許庁の取り組み(まとめ)

「知的財産立国」を支えるのは人 一 人材基盤の強化が重要

実務能力養成 (専門人材)

児童・生徒、大学生、研究者、社会人それぞれに対して、 対応した教材等による教育支援を実施。



小学校

特許庁の取り組み

知的財産権制度説明会 (社会人対象)

知的財産研究者の育成

- ・ベンチャー・中小企業向けセミナー
- ・大学等研究者向けセミナー

社会人

専門・高等教育機関への知的財産教育支援

産業財産権標準テキストの提供 (約50万部) 学生・生徒向けセミナーの実施 大学における知的財産教育研究の支援

初等・中等教育機関への知的財産教育支援

産業財産権副読本の提供(約50万部) 児童、生徒向けセミナー・ワークショップ等 教職員向け知的財産教育支援セミナーの実施

学校教育機関

普及·啓発

(参考)特許庁の支援大学一覧

- :知的財産管理AD派遣大学
- :大学知財研究採用大学
- :知財教育研究採用大学
- :流通アドバイザー派遣大学等

中国·四国地区

高知大学 広島市立大学 山口大学 鳥取大学 香川大学 広島大学 岡山大学

近畿地区

北海道·東北地区

東北大学 札幌医科大学 弘前大学 会津大学 北海道大学

関東地区

九州地区

中部地区

三重大学 金沢大学 東海大学 新潟大学 信州大学 名古屋大学学